

同価の場合の抽選方法

参集が困難な場合においては、以下の方法により抽選を実施いたします。

例) A社からE社の全5社が同価で参集が困難だった場合

- ① 参加業者は1巡目から10巡目までの抽選数値を提出していただきます。抽選数値は0から9までの10個とし、1度しか使用できません。
- ② 抽選数値のうち1、3、5、7、9巡目の全参加業者の数値を合算し、その下一桁の数値を「決定基準値」とします。
下表の場合は、1巡目+3巡目+5巡目+7巡目+9巡目=108となるため、「8」が決定基準値となります。
- ③ 決定基準値と参加業者から提出された抽選数値を1巡目から順番に比較し、決定基準値に最も近い数値の業者を落札者とします。
- ④ 1巡目で決定しなかった場合は、2巡目以降の抽選数値と決定基準値を比較します。
決定基準値に最も近い者とならなかった場合、次の巡での比較対象にはならず、落札の権利を失います。
下表の場合、A社、D社は1巡目で決定基準値に最も近い者とならなかった時点で、2巡目以降の比較対象とはならず、落札の権利を失います。

		A社	B社	C社	D社	E社	決定基準値
抽選数値	1巡目	1	7	9	2	7	8
	2巡目	4	8	2	4	8	
	3巡目	3	5	3	6	9	
	4巡目	8	9	4	8	6	
	5巡目	5	2	5	0	5	
	6巡目	0	4	6	1	4	
	7巡目	7	0	7	3	3	
	8巡目	2	3	8	5	2	
	9巡目	9	1	1	7	1	
	10巡目	6	6	0	9	0	

1巡目では、「決定基準値」に最も近い者はB、C、E社。この時点でA、D社は落札の権利を失う。

2巡目では、B、C、E社の比較により、C社が落札の権利を失う。

3巡目の比較において、E社が落札者として決定される。